

新旧対照表

○刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則

新	旧
<p>○刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則 平成22年12月22日規則第27号</p>	<p>○刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則 平成22年12月22日規則第27号</p>
<p>改正</p> <p>平成24年8月10日規則第38号 平成26年11月14日規則第24号 平成27年1月30日規則第2号 平成28年3月28日規則第4号 平成31年3月27日規則第12号 令和元年6月20日規則第1号 令和2年11月5日規則第37号 令和3年3月25日規則第3号</p>	<p>改正</p> <p>平成24年8月10日規則第38号 平成26年11月14日規則第24号 平成27年1月30日規則第2号 平成28年3月28日規則第4号 平成31年3月27日規則第12号 令和元年6月20日規則第1号 令和2年11月5日規則第37号 令和3年3月25日規則第3号</p>
<p>刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則 (趣旨)</p>	<p>刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例施行規則 (趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成22年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成22年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(その他公共的事業)</p>	<p>(その他公共的事業)</p>
<p>第2条 条例第3条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>	<p>第2条 条例第3条第1号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>(1) 地方共同法人日本下水道事業団 (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第</p>	<p>(1) 地方共同法人日本下水道事業団 (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合 (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社 (5) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社 (6) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第</p>

新	旧
<p>1 項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの</p> <p>2 前項第10号の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表 （他の法令で定める土地の埋立て等）</p>	<p>1 項の規定により設立された土地開発公社</p> <p>(7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人</p> <p>(8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人</p> <p>(9) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壤の汚染又は災害の防止に関し、必要な措置を講ずることができるものとして市長が認めるもの</p> <p>2 前項第10号の規定による市長の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>(2) 法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表 （他の法令で定める土地の埋立て等）</p>
<p>第3条 条例第3条第2号の規則で定める他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う土採取事業</p> <p>(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p>	<p>第3条 条例第3条第2号の規則で定める他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第21条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(3) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可に係る採取計画に従って行う土採取事業</p> <p>(4) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(5) 道路法（昭和27年法律第180号）第91条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p>

新	旧
<p>(6) 宅地造成及び盛土規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は<u>第43条第1項</u>の規定による許可に係る区域内において行う埋立て</p> <p>(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条の規定による許可に係る区域内において行う埋立て</p> <p>(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業 （その他適用除外）</p> <p>第4条 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う土地の埋立て ア 盛土の高さ 1メートル以内 イ 耕作土の入替え 掘削の深さが1メートル以内</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て</p> <p>(3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て</p> <p>(4) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て</p> <p>(5) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て</p> <p><u>(6) 製品を製造し、又は加工する施設の区域内において行う当該製品の原材料となる土砂等の堆積</u> （許可の申請）</p>	<p>(6) 宅地造成及び盛土規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業</p> <p>(7) 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の規定による許可に係る土採取事業</p> <p>(8) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条又は<u>第43条</u>の規定による許可に係る区域内において行う埋立て</p> <p>(9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条の規定による許可に係る区域内において行う埋立て</p> <p>(10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業 （その他適用除外）</p> <p>第4条 条例第3条第3号の規則で定める土地の埋立て等は、次に掲げる土地の埋立て等とする。</p> <p>(1) 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる次に定める範囲の農地改良に伴い行う土地の埋立て ア 盛土の高さ 1メートル以内 イ 耕作土の入替え 掘削の深さが1メートル以内</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て</p> <p>(3) 運動場、駐車場、資材置場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土地の埋立て</p> <p>(4) 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て</p> <p>(5) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において、当該区域外へ持ち出すことなく当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行う土地の埋立て</p> <p>（許可の申請）</p>
<p>第5条 条例第7条第2項の申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）とする。</p> <p>2 条例第3条に規定する合算して500平方メートル以上になる事業を申請</p>	<p>第5条 条例第7条第2項の申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第2号）とする。</p> <p>2 条例第3条に規定する合算して500平方メートル以上になる事業を申請</p>

新	旧
<p>するときは、条例第7条第2項第2号の事業計画に、既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。</p>	<p>するときは、条例第7条第2項第2号の事業計画に、既に完了した事業又は既に着手している事業について併せて記載するものとする。</p>
<p>3 条例第7条第2項第3号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工管理者の住所、氏名及び電話番号とする。 (添付書類)</p>	<p>3 条例第7条第2項第3号の規則で定める事項は、土地の埋立て等の施工管理者の住所、氏名及び電話番号とする。 (添付書類)</p>
<p>第6条 条例第7条第3項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書(様式第3号)とする。</p>	<p>第6条 条例第7条第3項第1号の同意書は、土地所有者等の同意書(様式第3号)とする。</p>
<p>2 条例第7条第3項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書(様式第4号)とする。</p>	<p>2 条例第7条第3項第2号の結果報告書は、説明会結果報告書(様式第4号)とする。</p>
<p>3 条例第7条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>	<p>3 条例第7条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p>
<p>(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図</p>	<p>(1) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図</p>
<p>(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)</p>	<p>(2) 申請者の住民票の写し(申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)</p>
<p>(3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書並びに公図の写し</p>	<p>(3) 事業区域の土地及び事業区域の土地に隣接した土地の登記事項証明書並びに公図の写し</p>
<p>(4) 隣接地権者等の承諾書(様式第5号)</p>	<p>(4) 隣接地権者等の承諾書(様式第5号)</p>
<p>(5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し</p>	<p>(5) 申請者が他の者に土地の埋立て等の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し</p>
<p>(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第6号)</p>	<p>(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画(様式第6号)</p>
<p>(7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第7号)</p>	<p>(7) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書(様式第7号)</p>
<p>(8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図(様式第8号)</p>	<p>(8) 土砂等の発生から処分までの経過を示した図(様式第8号)</p>
<p>(9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図</p>	<p>(9) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び測量図</p>
<p>(10) 事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書</p>	<p>(10) 事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書</p>
<p>(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書</p>	<p>(11) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所の位置図、現況平面図及び面積計算書</p>
<p>(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p>	<p>(12) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書</p>
<p>(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面、現場写真、試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第9号)及び地質分析結果証明書(様式第10号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により</p>	<p>(13) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面、現場写真、試料ごとの土壌調査試料採取報告書(様式第9号)及び地質分析結果証明書(様式第10号。計量法(平成4年法律第51号)第122条第1項の規定により</p>

新	旧
<p>登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)</p> <p>(14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 法令等に基づく許可、認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許可、認可等を受けたことを証する書類又は許可、認可等の見込みのあることを示す書類</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 土砂等の発生場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。</p> <p>(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ<u>土壌の汚染に係る環境基準</u>について(平成3年環境庁告示第46号。以下「平成3年告示」という。)別表の右欄に掲げる測定方法により左欄の物質ごとに行うこと。</p> <p>5 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が採石法第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可を受けた採取場である場合においては、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第11号)により代えることができる。</p> <p>6 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である</p>	<p>登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。)</p> <p>(14) 擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書</p> <p>(15) 法令等に基づく許可、認可等を要するものである場合にあっては、土地の埋立て等が当該法令等に基づく許可、認可等を受けたことを証する書類又は許可、認可等の見込みのあることを示す書類</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>4 前項第13号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。</p> <p>(1) 土砂等の発生場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。</p> <p>(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。</p> <p>(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。</p> <p>(4) 前号の規定により作成した試料の計量は、それぞれ<u>別表第1の左欄に掲げる物質に対応する土壌の汚染に係る環境基準</u>について(平成3年環境庁告示第46号)別表の測定方法の欄に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>5 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所が採石法第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可を受けた採取場である場合においては、土砂等売渡・譲渡証明書(様式第11号)により代えることができる。</p> <p>6 第3項第13号に規定する報告書及び証明書は、土地の埋立て等に用いる土砂等が国又は地方公共団体が行う公共事業から発生する土砂等である</p>

新	旧
<p>場合においては、省略することができる。 (許可の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める<u>土壌の有害物質</u>は、<u>平成3年告示別表</u>の左欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。</p> <p>3 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、<u>土壌の有害物質</u>による汚染の状況は、<u>平成3年告示別表</u>の左欄に掲げる物質ごとに同表の<u>中欄</u>に掲げる環境上の条件に適合することとする。</p> <p>4 条例第8条第1項第3号の規則で定める施工基準は、<u>別表第1及び別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>5 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、<u>別表第3</u>のとおりとする。 (許可等の通知)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、<u>条例第8条第1項及び第2項</u>に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式第12号)を交付する。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、<u>条例第8条第1項及び第2項</u>に規定する許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等不許可決定通知書(様式第13号)により通知する。 (変更の許可の申請等)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第14号)に第6条第1項から第3項までに掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p>	<p>場合においては、省略することができる。 (許可の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項第1号の規則で定める<u>有害物質</u>は、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる物質とする。</p> <p>2 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当することとする。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 条例第8条第1項第1号の規則で定める基準のうち、<u>有害物質</u>による汚染の<u>状態</u>は、<u>別表第1</u>の左欄に掲げる物質ごとに同表の<u>右欄</u>に掲げる環境上の条件に適合することとする。</p> <p>4 条例第8条第1項第3号の規則で定める施工基準は、<u>別表第2及び別表第3</u>のとおりとする。</p> <p>5 条例第8条第1項第4号の規則で定める基準は、<u>別表第4</u>のとおりとする。 (許可等の通知)</p> <p>第8条 市長は、第5条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、<u>前条</u>に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等許可書(様式第12号)を交付する。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、<u>前条</u>に規定する許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等不許可決定通知書(様式第13号)により通知する。 (変更の許可の申請等)</p> <p>第9条 条例第9条第1項の許可を受けようとする者は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第14号)に第6条第1項から第3項までに掲げる書類のうち、変更に係る事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第9条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。</p>

新	旧
<p>(1) 許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</p> <p>(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）</p> <p>(3) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</p> <p>(4) 土地の埋立て等の施行に関する事業計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）</p> <p>(5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更 （変更の許可等の通知）</p>	<p>(1) 許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更</p> <p>(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）</p> <p>(3) 土地の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）</p> <p>(4) 土地の埋立て等の施行に関する事業計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）</p> <p>(5) 施工管理者の変更又はその者の氏名若しくは住所の変更 （変更の許可等の通知）</p>
<p>第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、<u>条例第8条第1項及び第2項</u>に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書（様式第15号）を交付する。</p>	<p>第10条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、<u>第7条</u>に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、土地の埋立て等変更許可書（様式第15号）を交付する。</p>
<p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、<u>条例第8条第1項及び第2項</u>に規定する許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可決定通知書（様式第16号）により通知する。 （軽微な変更の届出）</p>	<p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、<u>第7条</u>に規定する許可の基準に適合していないと認めるときは、土地の埋立て等変更不許可決定通知書（様式第16号）により通知する。 （軽微な変更の届出）</p>
<p>第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更届（様式第17号）によるものとする。 （許可の取消し）</p>	<p>第11条 条例第9条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等軽微な変更届（様式第17号）によるものとする。 （許可の取消し）</p>
<p>第12条 条例第10条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消通知書（様式第18号）によるものとする。 <u>削除</u></p>	<p>第12条 条例第10条の規定による土地の埋立て等の許可の取消しは、土地の埋立て等許可取消通知書（様式第18号）によるものとする。 <u>（書類の閲覧）</u></p>
	<p>第13条 <u>条例第12条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、個人情報に関する事項を除く。</u></p> <p><u>(1) 土地所有者等の同意書（様式第3号）</u></p> <p><u>(2) 説明会結果報告書（様式第4号）</u></p> <p><u>(3) 第6条第3項に掲げる書類</u></p> <p><u>(4) 土砂等売渡・譲渡証明書（様式第11号）</u></p> <p><u>(5) 土地の埋立て等軽微な変更届（様式第17号）</u></p> <p><u>(6) 土地の埋立て等着手届（様式第19号）</u></p>

新	旧
<p>(着手の届出)</p> <p><u>第13条</u> 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届（様式第19号）によるものとする。</p> <p>(標識)</p> <p><u>第14条</u> 条例第14条第1項の規則で定める標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第20号）とする。</p> <p>(完了の届出)</p> <p><u>第15条</u> 条例第15条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届（様式第21号）によるものとする。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p><u>第16条</u> 条例第16条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届（様式第22号）によるものとする。</p> <p>(再開の届出)</p> <p><u>第17条</u> 条例第17条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届（様式第23号）によるものとする。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p><u>第18条</u> 条例第18条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届（様式第24号）によるものとする。</p> <p>(帳簿への記載)</p> <p><u>第19条</u> 条例第19条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第25号）により、毎日行わなければならない。</p> <p>2 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者等の氏名又は名称</p> <p>(2) 事業区域の位置及び面積</p>	<p>(7) <u>土地の埋立て等完了届（様式第21号）</u></p> <p>(8) <u>土地の埋立て等廃止・休止届（様式第22号）</u></p> <p>(9) <u>土地の埋立て等再開届（様式第23号）</u></p> <p>(10) <u>土地の埋立て等地位承継届（様式第24号）</u></p> <p>(11) <u>水質検査試料採取報告書（様式第26号）</u></p> <p>(12) <u>水質分析結果証明書（様式第27号）</u></p> <p>(13) <u>条例第22条の規定による報告書</u></p> <p>(14) <u>前各号に掲げる書類の添付書類</u></p> <p>(着手の届出)</p> <p><u>第14条</u> 条例第13条の規定による届出は、土地の埋立て等着手届（様式第19号）によるものとする。</p> <p>(標識)</p> <p><u>第15条</u> 条例第15条第1項の規則で定める標識は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第20号）とする。</p> <p>(完了の届出)</p> <p><u>第16条</u> 条例第16条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等完了届（様式第21号）によるものとする。</p> <p>(廃止又は休止の届出)</p> <p><u>第17条</u> 条例第17条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等廃止・休止届（様式第22号）によるものとする。</p> <p>(再開の届出)</p> <p><u>第18条</u> 条例第18条の規定による届出は、土地の埋立て等再開届（様式第23号）によるものとする。</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p><u>第19条</u> 条例第19条第2項の規定による届出は、土地の埋立て等地位承継届（様式第24号）によるものとする。</p> <p>(帳簿への記載)</p> <p><u>第20条</u> 条例第20条の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第25号）により、毎日行わなければならない。</p> <p>2 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 土地の埋立て等の許可を受けた者等の氏名又は名称</p> <p>(2) 事業区域の位置及び面積</p>

新	旧
<p>(3) 記録者氏名 (4) 搬入時刻 (5) 搬入車両登録番号 (6) 搬入業者の名称 (7) 搬入車両の運転者氏名 (8) 土砂等の数量 (9) 土砂等の積込み場所 (10) 作業の内容 (11) その他土地の埋立て等の作業に必要な事項 (土壌の調査及び水質検査)</p>	<p>(3) 記録者氏名 (4) 搬入時刻 (5) 搬入車両登録番号 (6) 搬入業者の名称 (7) 搬入車両の運転者氏名 (8) 土砂等の数量 (9) 土砂等の積込み場所 (10) 作業の内容 (11) その他土地の埋立て等の作業に必要な事項 (土壌の調査及び水質検査)</p>
<p><u>第20条 条例第20条第1項</u>に規定する土壌の調査については、第6条第4項の規定を準用する。</p>	<p><u>第21条 条例第21条第1項</u>に規定する土壌の調査については、第6条第4項の規定を準用する。</p>
<p>2 条例第20条第2項に規定する水質検査は、市長が指定する期日に、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。</p>	<p>2 条例第21条第2項に規定する水質検査は、市長が指定する期日に、試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。</p>
<p><u>3 条例第20条第2項の規則で定める水の有害物質は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「昭和46年府令」という。）別表第一の左欄に掲げる物質とする。</u></p>	<p>3 条例第21条第3項に規定する水質検査は、<u>前項</u>に準じて行う。</p>
<p>4 条例第20条第3項に規定する水質検査は、<u>第2項</u>に準じて行う。</p>	<p>4 条例第21条第1項に規定する土壌の調査又は同条第2項に規定する水質検査のための試料の採取は、各期間経過後速やかに市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。</p>
<p>5 条例第20条第1項に規定する土壌の調査又は同条第2項に規定する水質検査のための試料の採取は、各期間経過後速やかに市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。</p>	<p>5 条例第21条第3項に規定する水質検査のための試料の採取は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。</p>
<p>6 条例第20条第3項に規定する水質検査のための試料の採取は、市長の指定する職員の立会いの上、行わなければならない。</p>	<p>6 条例第21条第1項の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p>
<p>7 条例第20条第1項の規定による報告は、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p>	<p>(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) <u>第5項</u>の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書</p>
<p>(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) <u>第5項</u>の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書</p>	<p>(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真 (2) <u>第4項</u>の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書（様式第10号）</p>
<p><u>8 条例第20条第2項又は第3項</u>の規定による報告は、水質検査の試料ごと</p>	<p><u>7 条例第21条第2項又は第3項</u>の規定による報告は、水質検査の試料ごと</p>

新	旧
<p>の水質検査試料採取報告書（様式第26号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) <u>第5項又は第6項</u>より採取した試料ごとの水質分析結果証明書（様式第27号。計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。） （身分証明書の様式）</p> <p><u>第21条</u> 条例<u>第22条第2項</u>に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第28号）によるものとする。 （改善勧告）</p> <p><u>第22条</u> 条例<u>第23条</u>の規定による勧告は、改善勧告書（様式第29号）によるものとする。</p> <p><u>2</u> <u>条例第23条第14号の規則で定める土壌の有害物質による汚染の状況の基準は第7条第3項に規定する基準とし、同号の規則で定める水の有害物質による汚染の状況の基準は昭和46年府令別表第一の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる基準値に適合することとする。</u> （措置命令）</p> <p><u>第23条</u> 条例<u>第24条</u>の規定による措置命令は、措置命令書（様式第30号）によるものとする。 （土地所有者への勧告）</p> <p><u>第24条</u> 条例<u>第25条</u>の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書（様式第31号）によるものとする。 （土地所有者への命令）</p> <p><u>第25条</u> 条例<u>第26条</u>の規定による命令は、土地所有者への措置命令書（様式第32号）によるものとする。 （公表）</p> <p><u>第26条</u> 条例<u>第28条</u>の規定による公表は、刈谷市公告式条例（昭和25年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場への<u>掲示及びホームページへの掲載</u>により行うものとする。 （書類の提出部数）</p> <p><u>第27条</u> 条例及びこの規則により市長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>の水質検査試料採取報告書（様式第26号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真</p> <p>(2) <u>第4項又は第5項</u>の規定により採取した試料ごとの水質分析結果証明書（様式第27号。計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。） （身分証明書の様式）</p> <p><u>第22条</u> 条例<u>第23条第2項</u>に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第28号）によるものとする。 （改善勧告）</p> <p><u>第23条</u> 条例<u>第24条</u>の規定による勧告は、改善勧告書（様式第29号）によるものとする。</p> <p>（措置命令）</p> <p><u>第24条</u> 条例<u>第25条</u>の規定による措置命令は、措置命令書（様式第30号）によるものとする。 （土地所有者への勧告）</p> <p><u>第25条</u> 条例<u>第26条</u>の規定による勧告は、土地所有者への改善勧告書（様式第31号）によるものとする。 （土地所有者への命令）</p> <p><u>第26条</u> 条例<u>第27条</u>の規定による命令は、土地所有者への措置命令書（様式第32号）によるものとする。 （公表）</p> <p><u>第27条</u> 条例<u>第29条</u>の規定による公表は、刈谷市公告式条例（昭和25年条例第6号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。 （書類の提出部数）</p> <p><u>第28条</u> 条例及びこの規則により市長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。</p>

新	旧
<p>(1) 土地の埋立て等許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部</p> <p>(2) 土地の埋立て等変更許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部</p> <p>(3) その他の書類 1部 (委任)</p>	<p>(1) 土地の埋立て等許可申請書(様式第2号)及び添付書類 正本1部及び副本1部</p> <p>(2) 土地の埋立て等変更許可申請書(様式第14号)及び添付書類 正本1部及び副本1部</p> <p>(3) その他の書類 1部 (委任)</p>
<p><u>第28条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>第29条</u> この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>
<p>附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年8月10日規則第38号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年11月14日規則第24号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年1月30日規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年3月28日規則第4号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成31年3月27日規則第12号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和元年6月20日規則第1号) この規則は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年11月5日規則第37号) (施行期日)</p> <p>1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第2条の規定による改正後の刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する</p>	<p>附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成24年8月10日規則第38号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年11月14日規則第24号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年1月30日規則第2号) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成28年3月28日規則第4号抄) (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成31年3月27日規則第12号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和元年6月20日規則第1号) この規則は、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和2年11月5日規則第37号) (施行期日)</p> <p>1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 第2条の規定による改正後の刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する</p>

新	旧																										
<p>る条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成22年条例第30号）第7条第2項の規定による申請について適用する。</p> <p>附 則（令和3年3月25日規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則（令和8年 月 日規則第 号）</u> <u>この規則は、令和8年10月1日から施行する。</u></p>	<p>る条例施行規則の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例（平成22年条例第30号）第7条第2項の規定による申請について適用する。</p> <p>附 則（令和3年3月25日規則第3号） この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>																										
<p>削除</p>	<p>別表第1（第6条、第7条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 483 1482 529">項目</th> <th data-bbox="1482 483 2065 529">環境上の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 529 1482 608">カドミウム</td> <td data-bbox="1482 529 2065 608">検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 608 1482 651">全シアン</td> <td data-bbox="1482 608 2065 651">検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 651 1482 694">有機りん</td> <td data-bbox="1482 651 2065 694">検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 694 1482 772">鉛</td> <td data-bbox="1482 694 2065 772">検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 772 1482 850">六価クロム</td> <td data-bbox="1482 772 2065 850">検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 850 1482 1016">ひ素</td> <td data-bbox="1482 850 2065 1016">検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1016 1482 1094">総水銀</td> <td data-bbox="1482 1016 2065 1094">検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1094 1482 1137">アルキル水銀</td> <td data-bbox="1482 1094 2065 1137">検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1137 1482 1181">PCB</td> <td data-bbox="1482 1137 2065 1181">検液中に検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1181 1482 1299">銅</td> <td data-bbox="1482 1181 2065 1299">農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1299 1482 1377">ジクロロメタン</td> <td data-bbox="1482 1299 2065 1377">検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 1377 1482 1461">四塩化炭素</td> <td data-bbox="1482 1377 2065 1461">検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	環境上の条件	カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	全シアン	検液中に検出されないこと。	有機りん	検液中に検出されないこと。	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。	総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	PCB	検液中に検出されないこと。	銅	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
項目	環境上の条件																										
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。																										
全シアン	検液中に検出されないこと。																										
有機りん	検液中に検出されないこと。																										
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。																										
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。																										
ひ素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては土壌1キログラムにつき15ミリグラム未満であること。																										
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。																										
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。																										
PCB	検液中に検出されないこと。																										
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1キログラムにつき125ミリグラム未満であること。																										
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。																										
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。																										

新	旧	
	<u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,2-ジクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,2-ジクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,1,1-トリクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u>	<u>検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。</u>
	<u>トリクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
	<u>テトラクロロエチレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
	<u>1,3-ジクロロプロペン</u>	<u>検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。</u>
	<u>チウラム</u>	<u>検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。</u>
	<u>シマジン</u>	<u>検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。</u>
	<u>チオベンカルブ</u>	<u>検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。</u>
	<u>ベンゼン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
	<u>セレン</u>	<u>検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。</u>
	<u>ふっ素</u>	<u>検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。</u>
	<u>ほう素</u>	<u>検液1リットルにつき1ミリグラム以下で</u>

新		旧																																
			あること。																															
		1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。																															
<p>別表第1（第7条関係） 採取の施工基準</p> <p>1 掘削</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施工基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 採取工法</td> <td>(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上</td> </tr> <tr> <td>2 最終法面</td> <td>(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>3 切土の標準勾配</td> <td>土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		項目	施工基準	1 採取工法	(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上	2 最終法面	(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。	3 切土の標準勾配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table>	土質	状況	高さ	勾配	硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が	<p>備考 この表における項目その他の事項については、<u>土壤の汚染に係る環境基準</u>についての別表備考に準ずる。</p> <p>別表第2（第7条関係） 採取の施工基準</p> <p>1 掘削</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施工基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 採取工法</td> <td>(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上</td> </tr> <tr> <td>2 最終法面</td> <td>(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。</td> </tr> <tr> <td>3 切土の標準勾配</td> <td>土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	施工基準	1 採取工法	(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上	2 最終法面	(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。	3 切土の標準勾配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table>	土質	状況	高さ	勾配	硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が
項目	施工基準																																	
1 採取工法	(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上																																	
2 最終法面	(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。																																	
3 切土の標準勾配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table>	土質	状況	高さ	勾配	硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が																									
土質	状況	高さ	勾配																															
硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が																															
項目	施工基準																																	
1 採取工法	(1) 採取工法は、階段式工法、傾斜式工法又は平面式工法で行うこと。 (2) 土採取場は、土質、地形等を勘案し必要な保安距離をとるものとし、原則として次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離をとること。 ア 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上 イ 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上 ウ 土採取場の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上かつ敷地境界から5メートル以上 エ 隣接地に宅地がある場合 その敷地境界から5メートル以上 オ その他の場合 その境界から2メートル以上																																	
2 最終法面	(1) 最終法面は原則として小段を設けること。 (2) 小段を設ける場合は、切土高5メートル以下で、小段の幅は1メートル以上とすること。																																	
3 切土の標準勾配	土質及び切土高に応じ、次に示す角度以下とすること。ただし、法令等に定めがある場合はそれによる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>状況</th> <th>高さ</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬岩</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>垂直1メートルに対する水平距離が</td> </tr> </tbody> </table>	土質	状況	高さ	勾配	硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が																									
土質	状況	高さ	勾配																															
硬岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が																															

新				旧					
			0.3メートル以上の勾配				0.3メートル以上の勾配		
	軟岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が0.5メートル以上の勾配		軟岩	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が0.5メートル以上の勾配
	砂	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配		砂	—	—	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	砂質土	締まっているもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配		締まっているもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配	
			5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配			5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配	
		緩いもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配		緩いもの	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配	
			5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配			5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配	
	砂利又は岩塊混じりの砂質土	締まっているもの又は粒度分布の良いもの	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配		締まっているもの又は粒度分布の良いもの	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配	
			10メートルを超え	垂直1メートルに対する水平距離が			10メートルを超え	垂直1メートルに対する水平距離が	

新					旧						
			15メートル以下	1メートル以上の勾配				15メートル以下	1メートル以上の勾配		
			緩いもの又は粒度分布の悪いもの	10メートル以下				垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配	緩いもの又は粒度分布の悪いもの	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配
			10メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配				10メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配		
		粘性土	—	10メートル以下			垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配	粘性土	—	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が0.8メートル以上の勾配
		岩塊又は玉石混じりの粘性土	—	5メートル以下			垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配	岩塊又は玉石混じりの粘性土	—	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1メートル以上の勾配
				5メートルを超え10メートル以下			垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配			5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.2メートル以上の勾配

2 災害防止

1 崩壊防止対策	<p>(1) 地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を絶えず監視するとともに、計画的採取に努めること。</p> <p>(2) 1日の作業終了時に、落石又は倒木のおそれがあるときは、その日のうちに除去すること。</p> <p>(3) 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。</p>
----------	---

2 災害防止

1 崩壊防止対策	<p>(1) 地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を絶えず監視するとともに、計画的採取に努めること。</p> <p>(2) 1日の作業終了時に、落石又は倒木のおそれがあるときは、その日のうちに除去すること。</p> <p>(3) 気象状態に絶えず留意し、気象状態の悪化が予想される場合は、作業の中止、危険箇所の保全処置等適切な措置を講ずること。</p>
----------	---

新		旧	
2 土砂流出対策	採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出するおそれがあるときは、土俵積、土盛堤、柵等の仮設工事を行い、完了後も土砂流出のおそれがあるときは、擁壁、えん堤その他これに代わり得る施設を築造し、土砂の流出に対処すること。	2 土砂流出対策	採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出するおそれがあるときは、土俵積、土盛堤、柵等の仮設工事を行い、完了後も土砂流出のおそれがあるときは、擁壁、えん堤その他これに代わり得る施設を築造し、土砂の流出に対処すること。
3 排水施設	<p>(1) 採取中、表水面によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、法肩に接する地山に沿って素掘側溝、U字溝等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流れ込まないように処置すること。また、完了後は法肩線又は階段に集排水施設を設け、縦排水溝、斜排水溝及びその接合点には、集排水柵等も考慮して円滑に排水すること。</p> <p>(2) 湧水によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれのある場合は、水抜きのための水平孔、暗きょ等を設置し、湧水の排除措置を講ずること。</p> <p>(3) 降雨時による滞水を生じないように、適当な縦横断勾配と仮排水設備を設け、常に良好な排水状態を維持しなければならないこと。</p>	3 排水施設	<p>(1) 採取中、表水面によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれがあるときは、法肩に接する地山に沿って素掘側溝、U字溝等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流れ込まないように処置すること。また、完了後は法肩線又は階段に集排水施設を設け、縦排水溝、斜排水溝及びその接合点には、集排水柵等も考慮して円滑に排水すること。</p> <p>(2) 湧水によって法面が洗掘され、又は崩壊するおそれのある場合は、水抜きのための水平孔、暗きょ等を設置し、湧水の排除措置を講ずること。</p> <p>(3) 降雨時による滞水を生じないように、適当な縦横断勾配と仮排水設備を設け、常に良好な排水状態を維持しなければならないこと。</p>
3 保安対策		3 保安対策	
1 囲い柵	<p>(1) 土採取場に、人がみだりに立ち入ることを防止するための堅固な柵を設けること。柵の高さは1.5メートル以上とし、土採取区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(2) 土採取場への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p>	1 囲い柵	<p>(1) 土採取場に、人がみだりに立ち入ることを防止するための堅固な柵を設けること。柵の高さは1.5メートル以上とし、土採取区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(2) 土採取場への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p>
2 騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準ずること。	2 騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）に規定する特定建設作業に準ずること。
3 粉じん対策	土採取場からの粉じん、運搬路から生じるほこり等	3 粉じん対策	土採取場からの粉じん、運搬路から生じるほこり等

新		旧	
	が周辺の生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布等適切な措置を採ること。		が周辺の生活環境を阻害しないよう散水、防じん剤散布等適切な措置を採ること。
4 交通対策	(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、指示に従うこと。 (2) 搬出経路が通学路に当たるときは、刈谷市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 (3) 土砂等の搬出に伴う土採取場からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げにならないようにすること。 (4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置等の措置を講ずること。	4 交通対策	(1) 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、指示に従うこと。 (2) 搬出経路が通学路に当たるときは、刈谷市教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬出車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。 (3) 土砂等の搬出に伴う土採取場からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げにならないようにすること。 (4) 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置、安全施設の設置等の措置を講ずること。
5 危険防止標示板	土採取場内に立ち入らない旨の看板を設置すること。	5 危険防止標示板	土採取場内に立ち入らない旨の看板を設置すること。
4 緑化対策		4 緑化対策	
緑化対策	(1) 樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その部分又は一部分の保存を図ること。 (2) 採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況及び掘削前の状態を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。 ア 採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植樹及び植草を併用して緑の復元を図るものとする。 イ ア以外の場合は、植草、種子吹付け及び種まきを行うものとする。	緑化対策	(1) 樹林のうち、景観上その他の見地から重要と思われるものについては、極力その部分又は一部分の保存を図ること。 (2) 採取跡地の法面については、原則として緑化することとし、周辺の状況及び掘削前の状態を考慮して次のとおり植樹、植草等を行うこと。 ア 採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植樹及び植草を併用して緑の復元を図るものとする。 イ ア以外の場合は、植草、種子吹付け及び種まきを行うものとする。
5 その他		5 その他	
1 施行期間	着手から1年以内に完了する事業計画となっていること。	1 施行期間	着手から1年以内に完了する事業計画となっていること。
2 作業時間	(1) 土採取場事業の作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。	2 作業時間	(1) 土採取場事業の作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。

新		旧	
	(2) 土採取場事業の作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。		(2) 土採取場事業の作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
3 その他	(1) 埋立て等を同時に行う場合は、施工基準のうち緑化対策に係る規定のうち、採取場跡地の最終処理については適用しない。 (2) 土採取場の周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害が生じないよう、必要な措置を講ずること。 (3) 土採取場の周辺の地域の公共物、工作物又は樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 (4) 土採取場の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響があるときは、必要な措置を講ずること。 <u>(5) 土採取場の地下埋設物の有無を調査し、地下埋設物があると認められる場合は、当該地下埋設物の管理を阻害しないための措置を講ずること。</u>	3 その他	(1) 埋立て等を同時に行う場合は、施工基準のうち緑化対策に係る規定のうち、採取場跡地の最終処理については適用しない。 (2) 土採取場の周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害が生じないよう、必要な措置を講ずること。 (3) 土採取場の周辺の地域の公共物、工作物又は樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 (4) 土採取場の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響があるときは、必要な措置を講ずること。

別表第2 (第7条関係)

埋立て等技術上の基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離を確保すること。
 - (1) 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上
 - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上
 - (4) 隣接地に宅地がある場合 その境界から5メートル以上
 - (5) その他の場合 隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において埋立て等を施行する場合にあっては、土地の埋立て等を施行する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等

別表第3 (第7条関係)

埋立て等技術上の基準

- 1 事業区域には、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める保安距離を確保すること。
 - (1) 隣接地に国道、県道、市道等がある場合 その境界から5メートル以上
 - (2) 隣接地に普通河川がある場合 その境界から5メートル以上
 - (3) 事業区域の周辺に家屋等の建物がある場合 当該建物の軒下から10メートル以上
 - (4) 隣接地に宅地がある場合 その境界から5メートル以上
 - (5) その他の場合 隣接地の境界から2メートル以上
- 2 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないよう、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 3 著しく傾斜をしている土地において埋立て等を施行する場合にあっては、土地の埋立て等を施行する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等

新

との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

- 4 埋立て等の高さ（埋立て等により生じた法面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

砂等の区分	埋立て等の高さ	法面の勾配
粒度分布の良い砂、れき及び細粒分混じりれき	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	5メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
粒度分布の悪い砂	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
砂質土、硬い粘質土及び硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配

- 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

- 6 埋立て等の高さが5メートルを超える場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及び法

旧

との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。

- 4 埋立て等の高さ（埋立て等により生じた法面の最下部（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及び法面（擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表のとおりとする。

砂等の区分	埋立て等の高さ	法面の勾配
粒度分布の良い砂、れき及び細粒分混じりれき	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	5メートルを超え15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
粒度分布の悪い砂	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
砂質土、硬い粘質土及び硬い粘土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.5メートル以上の勾配
	5メートルを超え10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
柔らかい粘性土	5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
その他	15メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配

- 5 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

- 6 埋立て等の高さが5メートルを超える場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の小段を設け、当該段及び法

新		旧	
<p>面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。</p> <p>7 埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。</p> <p>別表第3（第7条関係）</p> <p>生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準</p>		<p>面には、雨水等による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。</p> <p>7 埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、十分な敷きならし、締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準によりえん堤を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>8 法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。</p> <p>9 事業区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植栽その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。</p> <p>別表第4（第7条関係）</p> <p>生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準</p>	
1 埋立て等の施工管理体制	<p>(1) 埋立て等を施行するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>(2) 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、1.5メートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(3) 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。</p> <p>(4) 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p> <p>(5) 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。</p> <p>(6) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。</p>	1 埋立て等の施工管理体制	<p>(1) 埋立て等を施行するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。</p> <p>(2) 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵を設けること。その高さは、1.5メートル以上とし、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。</p> <p>(3) 事業区域内に立ち入らない旨の看板を設置すること。</p> <p>(4) 事業区域への出入口は、原則として1か所とし、作業終了後は施錠すること。</p> <p>(5) 土砂等の搬入及び作業は、原則として日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。</p> <p>(6) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。</p>
2 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<p>(1) 埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合には、散水、防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>(3) 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられ</p>	2 粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<p>(1) 埋立て等に伴い、粉じんが発生する場合には、散水、防じん剤散布等発生を抑制するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。</p> <p>(3) 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられ</p>

新		旧	
	ていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。		ていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
3 騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する特定建設作業に準じること。	3 騒音及び振動の防止対策	騒音及び振動に係る規制基準については、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する特定建設作業に準じること。
4 その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>(1) 着手の日から1年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的な堆積を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 事業区域の周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害が生じないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物又は樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。</p> <p>(4) 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響があるときは、必要な措置を講ずること。</p>	4 その他生活環境の保全及び災害の防止対策	<p>(1) 着手の日から1年以内に完了する事業計画となっていること。ただし、土砂等の入替えを常とする一時的な堆積を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 事業区域の周辺の地域住民の健康及び財産に係る被害が生じないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 事業区域の周辺の地域の公共物、工作物又は樹木に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。</p> <p>(4) 事業区域の周辺の地域で地下水を利用している場合は、施行前及び施行後に調査等を行い、影響があるときは、必要な措置を講ずること。</p>

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）